

公 告

静岡市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項で準用する第11条第1項の規定に基づき公告し、農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面（変更理由書）を下記1により縦覧に供する。

この農業振興地域整備計画の変更案において、静岡市の住民（静岡市内に事務所を有する法人を含む。）で、この農業振興地域整備計画の変更案に対して意見があるときは、下記2により静岡市に意見書を提出することができる。

また、変更する農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案において、農用地区域内にある土地の所有者等（所有者又はその土地に関し法律上保護される権原を有している者。）で、この農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、下記3により静岡市に異議を申し出ることができる。

令和7年12月26日

静岡市長 難波 喬司



記

1 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間及び縦覧場所

（1）縦覧期間

令和7年12月26日（金）から令和8年1月26日（月）まで

（2）縦覧場所

静岡市葵区追手町6番2号

静岡市経済局農政部農地利用課 内（葵消防署6階）

2 意見書の提出

(1) 提出先

静岡市葵区追手町6番2号

静岡市経済局農政部農地利用課 内（葵消防署6階）

(2) 提出方法

静岡市経済局農政部農地利用課に意見を記入した書面を持参するか、
郵送により提出してください。

(3) 提出期間

令和7年12月26日（金）から令和8年1月26日（月）まで

(4) 提出にあたっての注意事項

提出先、提出方法、提出期間を遵守してください。

(5) 意見書の処理

提出された意見書については、その要旨及び処理結果を、農業振興地域
整備計画を変更した旨の公告と併せて公告します。

3 異議の申出

(1) 申出先

静岡市葵区追手町6番2号

静岡市経済局農政部農地利用課 内（葵消防署6階）

(2) 申出方法

静岡市経済局農林水産部農地利用課に必要事項を記入した異議申出書を持
参するか、郵送により提出してください。

(3) 申出期間

令和8年1月27日（火）から令和8年2月10日（火）まで

(4) 申出にあたっての注意事項

申出先、申出方法、申出期間を遵守してください。